

## 農業経営改善計画認定基準

申請のあった「農業経営改善計画」が、次の基準の全てに適合するときは、その計画が適当である旨を認定します。

(法第12条第2項、規則第14条)

1. その「農業経営改善計画」が「松江市農業経営基盤強化促進基本構想」に照らし適切であること。
  - ① 5年後の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等の目標が原則として年間所得概ね400万円、年間労働時間概ね2,000時間を実現できるような計画であれば、認定できます。
  - ② 基本構想の経営指標に定められていないような営農類型であっても、当該計画の規模、集約度等から基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であれば、認定できます。
  - ③ 現在の経営が、既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請は一層の経営改善を図ろうとするものであれば、認定できます。
  - ④ 新規就農者または小規模経営者では、将来基本構想で示される指標に到達することが確実であれば、5年後の計画においても基本構想で示される指標をある程度下回る場合であっても、認定できます。
  - ⑤ その他細部運用
    - a. 規模で下回っても、集約度が上回り、結果的に所得水準において目標の達成が確実と見込まれれば、認定できます。
    - b. 農作業受託や生産組織の構成員としての耕作面積も一定の換算を行って加算できます。
    - c. 「経営管理の方法」は、定性的なものが中心。認定の基準としては、当該指標に向かって努力を続ける否かが判断基準となります。
    - d. 「農業従事者の態様」は、定性的なものが中心。認定の基準としては、当該指標に向かって努力を続けるか否かが判断基準となります。
    - e. 組織経営体の認定は、原則として法人格を有していることが必要ですが、既に法人の構成員であって、かつ主たる従事者である者に帰属する所得の目標の平均が、基本構想における所得等の目標以上となるか否かが判断基準となります。
2. その「農業経営改善計画」の達成される見込みが確実であること
3. その「農業経営改善計画」が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。
  - ① 作付地の集団化、農作業の効率化等が配置されている計画
  - ② 原則として、転作等の生産調整対策が考慮されている計画